

令和3年度指名停止等の運用状況一覧

令和4年4月20日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	いわき緑化興業株式会社	福島県いわき市植田町南町二丁目5番地の4	令和3年4月9日から令和3年5月8日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	いわき緑化興業株式会社は、平成30年8月から平成31年3月に施工した福島県発注工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額(3,500万円)以上であるため、現場に配置する主任技術者は専任でなければならないにもかかわらず、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していた。このことが、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反するとして、令和2年12月24日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第13号に該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。
2	紀北造園土木株式会社	和歌山県紀の川市荒見773	令和3年4月14日から令和3年6月13日まで (近畿地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	紀北造園土木株式会社は、紀の川市(和歌山県)の土木工事において作業員の頭部に木材を落下させ怪我を負わせるという事故が起きたとし、橋本労働基準監督署より令和3年3月25日に労働安全衛生法違反で和歌山地方検察庁に書類送検されたため。
3	株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2	令和3年5月7日から令和3年6月6日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	株式会社大林組が請け負った平成29年度中間貯蔵(双葉工区)廃棄物貯蔵施設工事において、令和元年11月25日に、二次下請け業者有限会社三宝工業の労働者が現場内において休業4日以上の労働災害に被災していたにもかかわらず、同社は災害発生場所、災害発生状況等を偽り、同年11月27日に福島労働基準監督署へ虚偽の労働者死傷病報告を提出していたという事実が認められた。このことに関して、本年3月12日、富岡労働基準監督署は有限会社三宝工業及び同社取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島区検察庁に書類送検した。また同日、株式会社大林組東北支店双葉中間貯蔵土木工事事務所長は、富岡労働基準監督署から「労働災害の報告に関して、元方事業者として関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法関係法令に違反しないよう必要な指導を行っていない。」として労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。当該労働災害の報告に関して、株式会社大林組が元方事業者として関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法関係法令に違反しないよう必要な指導を行っていないことは、労働安全衛生法第29条第1項に抵触し、工事請負契約書等に定める法令順守義務に違反することから、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号(契約違反)に該当する。
4	株式会社桃花舎	北海道帯広市西6条南6丁目3番地	令和3年5月13日から令和3年6月12日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	契約書の規定に反し、業務の履行により発生する債権を無断で第三者に譲渡し、また、業務の処理を他人に請け負わせたほか、仕様書が定める業務の一部不履行が確認されたところであり、これら一連の行為は、当省の「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日)別表2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
5	株式会社秋田ディックライト	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地1番地19	令和3年6月21日から令和3年9月20日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号ア (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社秋田ディックライトの元社員が秋田県北秋田地域振興局発注の県道大館能代空港西線(鷹巣西道路)の入札2件について、当時の振興局建設部長が漏洩した最低制限価格を算出するために必要な情報により、不正に落札したとして、令和3年5月8日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。当該行為は、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第8号ア(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
6	株式会社小松建設	北海道伊達市錦町105番地	令和3年6月23日から令和3年7月22日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	当所発注の請負工事契約の入札に参加し、最低価格落札者となったが、入札額が低入札調査基準価格を下回ったことから調査を実施しようとしたところ、仕様書が定める業務の履行が困難であるとして当該契約の締結辞退を申し出たものであり、このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
7	猪又建設株式会社	新潟県糸魚川市大町1丁目6番6号	令和3年6月21日から令和3年8月20日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	猪又建設株式会社の営業部長及び営業係長は、新潟県糸魚川市が発注した新駅公衆トイレ整備工事の入札に関し、同市職員が漏洩した工事価格の情報をもって落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月19日、公契約関係競売入札妨害の疑いで新潟県警に逮捕された。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当すると認められるため。
8			令和3年7月2日から令和3年9月1日まで (中部地方環境事務所管内)		
9	株式会社佐藤企業	新潟県新潟市中央区東堀前通1番町345番地	令和3年7月7日から令和3年8月6日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	貴社の元代表取締役副社長は、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を同社に受注させることを要求し、その実行について、当該建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、その実行について、威迫の行為を行ったとして、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたところであり、このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
10	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1	令和3年7月9日から令和3年9月8日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島・三井住友・飛島JVとして請け負った「平成28年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事(その2)」及び「平成28年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事(その3)」において、当時、現場事務所長として勤務していたJVの代表企業である鹿島建設(株)の元社員が、当該事業の downstream から金銭を受領し、平成29年度及び平成30年度の所得が約2億2千万円で所得税が約8,300万円であったにもかかわらず、確定申告を提出せず所得税を免れたとして所得税法違反の罪で仙台地方検察庁より起訴された。本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第16号に該当する。
11	株式会社佐藤企業	新潟県新潟市中央区東堀前通1番町345番地	令和3年7月16日から令和3年8月15日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社佐藤企業の元代表取締役副社長が、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を同社に受注させることを要求し、その実行について、上述の建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、その実行について、威迫の行為を行ったとして、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。当該行為は、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
12			令和3年7月21日から令和3年8月20日まで (中部地方環境事務所管内)		

令和3年度指名停止等の運用状況一覧

令和4年4月20日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
13			令和3年7月21日から令和3年8月20日まで (関東地方環境事務所管内)		株式会社佐藤企業の元代表取締役副社長は、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を同社に受注させることを要求し、その実行について、上記建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、その実行について、威迫の行為を行ったとして、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
14	株式会社吉村建設	熊本県荒尾市府本399	令和3年8月3日から令和3年12月2日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社が、平成28年8月31日、平成30年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営事項審査添付書類に虚偽の民間工事を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月18日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けたため。
15	NABLAS株式会社	東京都文京区本郷6丁目17番9号	令和3年8月25日から令和3年9月24日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	環境省が発注する「令和3年度AI解析等による太陽光発電設備導入状況把握等に関する調査検証委託業務」については、令和3年8月6日に入札を行い、NABLAS株式会社が落札者となったが、その後、入札額の算定にあたって錯誤があったとの理由から当該契約の履行が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。
16	株式会社酒沼建設工業	茨城県東茨城郡茨城町上石崎3948	令和3年9月2日から令和3年9月15日まで (関東地方環境事務所管轄地域)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	株式会社酒沼建設工業は、茨城県発注の緑地等整備工事において、令和元年11月12日、誘導員を配置せずに重機の作業半径内で作業員に作業を行わせるなど、安全管理措置の不適切により、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。これにより、同社は、令和3年1月7日、労働安全衛生法違反により戸河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当すると認められるため。
17	株式会社和歌山ナセリー	和歌山県和歌山市榎原174番地1	令和3年9月6日から令和3年10月5日まで (近畿地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	環境省近畿地方環境事務所が発注する「令和2年度(繰越)瀬戸内海国立公園加太集団施設地区木柵改修工事」については、令和3年8月25日に入札を行い、株式会社和歌山ナセリーが最低価格入札者となったが、その後、入札額の算定にあたって間違いがあったとの理由から当該契約の履行が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。
18	宮本電気工事株式会社	熊本県菊池市隈府863-5	令和3年9月8日から令和3年10月7日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同社が立野ダム工事事務所発注の「立野ダム管理庁舎電気設備工事」の入札手続において、調査基準価格を下回る金額での入札であったため、低入札価格調査依頼を行ったところ、後日調査を辞退する旨の届出が提出されたため。
19	株式会社熊米電設	熊本県熊本市南区流通団地1-15-3	令和3年9月8日から令和3年10月7日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同社が立野ダム工事事務所発注の「立野ダム管理庁舎電気設備工事」の入札手続において、調査基準価格を下回る金額での入札であったため、低入札価格調査依頼を行ったところ、後日調査を辞退する旨の届出が提出されたため。
20	株式会社テックジャパン	大阪府八尾市大字山畑369番地	令和3年9月2日から令和3年10月13日まで (近畿地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	株式会社テックジャパンは、当該入札参加資格者が、八尾市発注工事に関して、令和3年6月9日付けで大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定により営業停止処分を受けたため。
21	有限会社若井工業	京都府京都市左京区松ヶ崎雲路町2	令和3年9月27日から令和3年10月26日まで (近畿地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実)	環境省近畿地方環境事務所が発注する「令和2年度(繰越)山陰海岸国立公園竹野集団施設地区等改修工事(その4)」については、令和3年9月15日に入札を行い、有限会社若井工業が最低価格入札者となったが、その後、入札額の算定にあたって間違いがあったとの理由から当該契約の履行が困難であるとして、契約の締結の辞退に至ったため。
22	株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15番2号	令和3年10月18日から令和3年11月17日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第3号 (過失による粗雑工事)	株式会社大林組は、令和元年台風19号で被災した長野県東御市海野地先において、北陸地方整備局が発注した災害復旧工事を受注し施工していたものであるが、令和2年10月、護岸工等に不具合が生じていることが確認され、直ちに同地方整備局が調査を実施したところ、胴込コンクリート充填不足による法覆大型ブロック背面空洞などの不具合が判明した。これにより、法覆護岸工の全面的な再施工を行うこととなり、契約工期内の完成が図られず、完成及び引き渡しを39日間遅延させた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第3号(過失による粗雑工事)に該当すると認められるため。
23	株式会社日本能率協会総合研究所	東京都港区芝公園3丁目1番22号	令和3年11月2日から令和3年12月1日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表1第3号 (契約違反)	環境省が発注する「令和3年度次世代燃料における基礎的調査業務」については、令和3年10月6日に契約締結を行ったが、その後、業務内容に関する認識が不十分であり業務を履行する事が困難として、契約締結の解除に至った。このことが、物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領別表1第3号(契約違反)に該当するため。
24	大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体	東京都港区港南2丁目15番2号 (代表者 株式会社大林組)			
25	株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15番2号			
26	東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	令和3年11月9日から令和3年12月8日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体が請け負っている令和2・3・4・5年度飯館村長泥地区環境再生事業盛土等工事において令和2年12月22日に発生した労働災害について、被災者の3次下請け業者貴水工業株式会社の労働者の休業日数が33日であったにもかかわらず、貴水工業株式会社が福島労働基準監督署へ労働者死傷病報告書を提出していないという事実が認められた。このことに関して、本年8月27日、大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体は福島労働基準監督署から「関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法等に違反しないよう必要な指導を行っていない。」として、また、貴水工業株式会社は「遅滞なく労働者死傷病報告を提出していない。」として、それぞれ労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体が元方事業者として関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法等に違反しないよう指導を行っていなかったことは、労働安全衛生法第29条第1項に抵触し、工事請負契約書等に定める法令順守義務に違反することから、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)(以下「措置要領」という)別表1第4号(契約違反)に該当する。また、貴水工業株式会社が遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったことは、労働安全衛生規則第97条第1項に抵触し、措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
27	株式会社大本組	岡山県岡山市北区内山下1丁目1番13号			
28	貴水工業株式会社	福島県いわき市平中神谷字十二所59番8号			
29	株式会社森崎	富山県富山市向新庄町3-7-22	令和3年11月12日から令和4年1月11日まで (中部地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号ア (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社森崎の取締役が、富山県中新川郡舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏洩した入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕されたことによるもの。工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領別表2第8号アの措置要件に該当する。



令和3年度指名停止等の運用状況一覧

令和4年4月20日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
30	株式会社高野電気商会	広島県広島市中区東白島町8番14号	令和3年11月24日から令和3年12月23日まで (中国四国地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社高野電気商会が、中国四国地方環境事務所が発注した「令和2年度瀬戸内海国立公園大久野島集団施設地区配電線更新工事」における高圧分岐盤間の配管埋設について、設計で示した深度を下回った施工となったことによる。工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号の措置要件に該当する。
31	スミセキ・コンテック株式会社	北海道札幌市中央区北2条西13丁目1番地37	令和3年12月6日から令和4年1月5日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	スミセキ・コンテック株式会社の物流事業部営業部長及び苫小牧営業所長は、運送業務契約に基づきコンクリート製品を運送した長沼町内の工事現場において、作業員が移動式クレーンの荷台上で作業中に同クレーンが横転し負傷した事故について、苫小牧営業所の構内においてトラックの荷台上で作業中に資材につまづき、同荷台から転落して負傷した事故という虚偽の内容の報告を苫小牧労働基準監督署に行ったとして、令和3年9月28日に労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
32	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1丁目7番27号	令和3年12月22日から令和4年1月21日 (中部地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第6号 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	鹿島道路(株)が受注した「R2金沢国道維持道路冠水対策工事」において、令和3年7月26日、既設L型側溝をU字側溝に置き換えるため、舗装版を撤去する作業を実施していた際、舗装下に埋設されていた通信ケーブル等をカッターで切断し損傷する公衆損害事故を発生させたことによるもの。
33	大成・日本国土特定建設工事共同企業体	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	令和3年12月20日から令和4年1月19日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	本件は、本年8月24日、大成・日本国土特定建設工事共同企業体(以下、「大成JV」という。)が受注の除去土壌等輸送工事にて、鹿島・東急・飛鳥特定建設工事共同企業体(以下、「鹿島JV」という。)が受注の受入・分別処理施設へ除去土壌を搬入した際、同施設の場内において走行中に輸送車両の荷台上のフレコンからの漏水を施設場内に飛散させたとともに、施設管理者である鹿島JVの許容の下、大成JVは当該漏出物を回収せず雨水排水系統へ放出させた事案である。また、大成JV及び鹿島JVは、これらのことについて監督職員への報告を2ヶ月以上怠っていたものである。環境への影響の可能性がある事案を速やかに発注者に報告しなかったこと及び当該漏出物を回収せずに雨水排水系等に放流したことは除染等工事共通仕様書の規定に違反し、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第4号に該当する。
34	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号			
35	日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂4丁目9番9号			
36	鹿島・東急・飛鳥特定建設工事共同企業体	東京都港区元赤坂1丁目3番1号			
37	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1丁目3番1号			
38	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目16番14号			
39	飛鳥建設株式会社	東京都港区港南1丁目8番15号			
40	株式会社新興プラント工業	大分県大分市向原西2丁目8番30号	令和3年12月23日から令和4年1月22日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社が、請け負った民間発注の機械器具設置工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項(建設業法違反)に該当することから、大分県知事から監督処分(同項に基づく指示処分)を受けたため。
41	沼田土建株式会社	群馬県沼田市西倉内町593番地	令和4年1月7日から令和4年1月20日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故)	沼田土建株式会社は、高崎河川国道事務所発注の「R2・3沼田出張所管内維持工事」において、令和3年1月4日21時05分ごろ、凍結防止剤散布を行うため、スノーシューの凍結防止剤保管庫2階に上がった作業員1名が、凍結防止剤散布車に凍結防止剤を投入するため、搬入口の扉を開けて準備中と思われる最中に、1階に墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当すると認められるため。
42	株式会社田中工業	埼玉県比企郡鳩山町赤沼447番地	令和4年1月19日から令和4年4月18日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第8号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社田中工業の一般役員(会長)は、令和2年5月20日、埼玉県鳩山町発注の2件の土木工事の入札に関し、元鳩山町職員(産業環境課再任用職員)から事前に工事価格の情報を入手し、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月11日、公契約関係競売等妨害容疑で埼玉県警及び西入間警察署に逮捕され、同年6月2日、同容疑でさいたま地検に起訴された。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当すると認められるため。
43	藤川電設工業株式会社	北海道旭川市東鷹栖1条2丁目635-344	令和4年1月19日から令和4年2月18日 (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	旭川市内の一般工事現場において、作業員がマンホールの蓋に右手を挟み負傷した事故を、同社の倉庫において負傷した事故という虚偽の内容で令和2年7月6日に旭川労働基準監督署に報告を行ったとして、令和3年10月22日に同社及び同社代表取締役等が労働安全衛生法違反で旭川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
44	株式会社大島産業	福岡県宗像市富地原1791番地1	令和4年1月25日から令和4年3月7日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反)	同社が中日本高速道路株式会社発注の「中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事」の施工において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、福岡県発注の「県道玄海田島福岡線川端橋橋梁下部工(P1)工事」他2件の工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年1月11日に福岡県知事より17日間の営業停止処分を受けたため。
45	富士建設工業株式会社	福岡県柳川市東蒲池296番地1	令和4年1月25日から令和4年3月7日 (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反)	同社が、平成30年10月ごろ、福岡県柳川市において施工した民間工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月10日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けたため。
46	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番地5号	令和4年1月27日から令和4年4月26日 (近畿地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反)	大和ハウス工業株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことにより、令和3年1月17日付けで国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第3項の規定により営業停止処分を受けたため。
47	株式会社有我工業所	北海道空知郡上富良野町中町3丁目2番1号	令和4年2月16日から令和4年5月15日 (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	北海道南富良野町発注工事の入札に関し、南富良野町長が特定建設工事共同企業体(JV)の代表会社である同社代表取締役らに対して事前に教示した入札情報を元に当該JVが落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害容疑で同社代表取締役が北海道警察に逮捕されたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当すると認められるため。

令和3年度指名停止等の運用状況一覧

令和4年4月20日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
48	パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目22番地	令和4年2月18日から令和4年4月17日 (中部地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第8号ア (公契約関係競売等妨害又は談合)	本件有資格者の社員が、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕されたことによるもの。
49	株式会社ジイケイ設計	東京都豊島区高田3丁目37番10号			
50	株式会社吉村建設	熊本県荒尾市府本399	令和4年3月4日から令和4年6月3日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	貴社の当時の代表取締役が、熊本県荒尾市発注の空調設備設置工事の入札に関し、参加資格だった同種工事の施工実績があるように装った書類を提出して参加し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月14日に公契約関係競売等妨害の容疑で熊本県警に逮捕されたため。
51	山正電気工事株式会社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目34番9号	令和4年3月9日から令和4年4月8日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	山正電気工事株式会社の代表取締役らは、労働者の過半数を代表する者との間で、書面により、時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署長に届けていたが、令和元年11月21日から同年12月20日までの間、1週40時間を超え、かつ前記協定で定められた時間を超えて時間外労働をさせたとして、労働基準法違反により、令和3年10月14日付けで横浜簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
52	株式会社柳沢建設	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯15番地10	令和4年3月9日から令和4年5月8日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第8号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社柳沢建設の元会長が、秋田県鹿角市の前市長から教示された、鹿角市発注工事の最低制限価格により、工事を落札したことが入札の公正を妨害したとして、令和4年1月19日逮捕された。このことが、工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表2第8号の措置要件に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うものである。
53	株式会社へいせい	福岡県糸島市前原西5-1-31	令和4年3月14日から令和4年4月13日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社が林野庁九州森林管理局鳥栖治山事業所発注の公共工事4件及び民間工事2件において、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならないにもかかわらず、1人の技術者を複数の工事現場に兼任して置き、工事現場ごとに、専任の者を置かなかった。このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月2日に福岡県知事より指示処分を受けたため。
54	中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町1051	令和4年3月18日から令和4年3月31日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	中里建設株式会社は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が高さ約4.3mの路肩でトラクター・ショベルを用いた土砂運搬作業に従事していたところ、路肩から1m下に建設機械ごと転落し、作業員が死亡する工事関係者事故が発生させた。この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当すると認められるため。
55	株式会社オカトク	福岡県福岡市博多区板付4-7-28	令和4年3月25日から令和4年6月24日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社が、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月14日に九州地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、同日に九州地方整備局長より指示処分を受けた。